

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		事業系一般廃棄物減量等推進事業			事業コード	0275
担当課等	所属名	環境部 資源循環推進課		担当係名		
	課長名	環境部 資源循環推進課	担当者名	環境部 資源循環推進課	電話番号	8324

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	環境との共生	コード 6	施策	地球環境への貢献	コード 3
	基本事業	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 7年度～)				
事務事業の概要	事業系一般廃棄物の発生抑制のための事業所への啓発及び指導					
根拠法令等	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
ひっ迫する市の焼却施設及び最終処分場に対処するとともに、ごみを燃やしたり、埋め立てたりすることに重点を置いた処理方法が、資源の枯渇や地球環境の汚染を招いたことから、環境基本法が平成5年に改正され、循環型社会形成推進基本法を始めとする関連法規が作られ、循環型の社会を目指す方向に変換された。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
市民、議会等においても、積極的な展開を要望されている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
廃棄物のリサイクル等に係る法整備が進み、事業者に対してもリサイクルや廃棄物減量の義務付けが強化されてきている。事業系廃棄物の減量については、事業者側への減量の動機付けが重要である。資源物や産業廃棄物の混入を防ぐために廃棄物の分別ルールを徹底させることや、処理手数料の改定等により、事業者に対して廃棄物減量の動機付けを行うことが全国的な流れになってきている。盛岡市においても減量計画の指導と併せて、受入れ施設での分別指導を強化していく必要がある。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	事業系一般廃棄物	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 事業系一般廃棄物年間発生量	単位	トン
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 効果的かつ効率的な啓発をするため、商工会議所等を通じた啓発や、3Rイベントを通じて、廃棄物減量について成果を挙げている事業者の講演による情報提供を行った。 商工会議所を通じた啓発としては、会員向け会報に古紙のリサイクルに関する情報提供を行い、会員である約4,000事業者に対して啓発を行った。 また、受入れ施設において搬入時の立会指導を行った。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 各事業所の本社、業種団体及び商工会議所等を通じた啓発を行っていくほか、3Rイベント等の機会を捉えて、廃棄物減量について成果を挙げている事業者から情報収集を行い、他の事業者へ情報提供していく。また、受入れ施設における搬入時の指導など、分別や排出ルールの徹底を指導していく。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 多量排出事業者指導件数	単位	件
				B. 事業者等訪問指導件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	事業系一般廃棄物の排出量を抑制する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 事業系一般廃棄物の排出量 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	トン
				B. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	廃棄物の発生が抑制され、資源の再使用、再生利用が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	家庭系一般廃棄物の1人1日あたりの排出量(単位:g) 事業系一般廃棄物の年間排出量(単位:t) リサイクル率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	事業系一般廃棄物年間発生量	トン	45,364	44,013	43,487	44,029	42,721	42721	年度
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	多量排出事業者指導件数	件	50	37	50	30	50	50	年度
活動 指標B	事業者等訪問指導件数	件	25	8	20	6	20	20	年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	事業系一般廃棄物の排出量	トン	45,364	44,013	43,487	44,029	42,721	42721	年度
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	148	140	181	126	181	181	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	148	140	181	126	181	181	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	148	140	181	126	181	181	*****
延べ業務時間数		時間	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	*****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	9,748	9,740	9,781	9,726	9,781	9,781	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくていいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☒ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由:事業系一般廃棄物の発生を抑制することは、施策の目的であるごみの発生抑制に直結する。

理由:盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、事業者の意識の啓発を図ることは市長の基本的責務とされている。

理由:市内の全事業所を対象としており妥当である。

理由:施策の目的であるごみの発生抑制のために、事業系一般廃棄物の排出量を抑制するという意図は妥当である。

その内容:事業所の本社、各種業界団体及び商工会議所等の関係団体を通じた指導の展開により成果を向上させる余地はある。

その内容:ごみの排出量の増加をきたし処理経費への影響が大きいことから廃止・休止はできない。

※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？

統廃合・連携検討 ☐ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由:

理由:事業者に対する周知にあたり最低限の事務費で事業を行っており、節減できる余地はない。

理由:事業者に対する働きかけが必要な事業であり、人件費の削減は事業の縮小につながる。

理由:全ての事業所を対象としたものであり公平・公正である。

理由:事業系一般廃棄物の処理手数料を実費負担額とすることが費用負担の適正化に結びつくが、商業振興や企業活動の支援、また、他都市との均衡など総合的な判断が必要である。

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 事業系一般廃棄物の減量については、廃棄物処理施設への搬入時の立会い指導による分別ルール徹底や本社への訪問等により、減量の動機付けを意識した指導を行っていかねばならない。また、廃棄物減量の成果を挙げている事業所を紹介するなど、情報提供していく必要がある。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 排出ルールを指導する上で模範となるべき市のごみ処理を適正化していく必要があり、全庁的な調整が必要である。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)						
	① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ④ 公平性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり		対象事業所の業種による説明会の開催により、排出ルールの周知徹底の際、減量のメリットについての説明など、効果的な方法を検討する必要がある。						
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案)								
	<table border="1"><tr><td>☐ 終了 ☒ 継続</td><td rowspan="3"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止 ☐ 休止</td><td>☒ 改革改善を行う</td></tr><tr><td></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table> 方向付けの理由と改革改善の内容 事業所の収集運搬業者への指導の実施のほか、再資源化・減量による事業所のメリットを具体的に説明するなど効果的な方法を検討する。			☐ 終了 ☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止 ☐ 休止	☒ 改革改善を行う	
☐ 終了 ☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)							
☐ 廃止 ☐ 休止		☒ 改革改善を行う							
		☐ 事業統廃合・連携							